

議案第103号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校及び小学校設置条例（昭和39年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(三朝町立小学校の設置)		(三朝町立小学校の設置)	
第3条 三朝町立小学校を次のとおり設置する。		第3条 三朝町立小学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
三朝町立三朝小学校	三朝町大字本泉480番地 <u>5</u>	三朝町立三朝小学校	三朝町大字大瀬1170番地 <u>1</u>

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。